

麻雀店

(神奈川県・個人の場合)

営業所床面積	報酬目安	証紙代他	許可申請費用計(消費税込)
50㎡(約15坪)未満	130,000	26,000	166,400
50㎡～100㎡(約30坪)未満	145,000	26,000	182,600
100㎡～150㎡(約45坪)未満	160,000	26,000	198,800
150㎡～200㎡(約60坪)未満	180,000	26,000	220,400
200㎡(約60坪)以上	200,000	26,000	242,000

*** 飲食物の調理加工をする場合、風営の申請には保健所許可証コピーの添付及び次の費用が必要となります。**

【横浜市への保健所申請費用】・・・50,000円(報酬)＋18,000円(許可申請手数料)＝68,000円

【川崎市への保健所申請費用】・・・50,000円(報酬)＋16,000円(許可申請手数料)＝66,000円

*** ただし、風営申請と保健所の申請を併せてご依頼いただく場合は、報酬の半額をサービスさせていただき、次のとおりとなります。**

【横浜市への保健所申請費用】・・・25,000円(報酬)＋18,000円(許可申請手数料)＝43,000円

【川崎市への保健所申請費用】・・・25,000円(報酬)＋16,000円(許可申請手数料)＝41,000円

* 飲食物の調理加工をする場合、風営の申請には通常保健所許可書コピーの添付が要求されますが、当事務所へご依頼される場合は、特別の方法により保健所許可書の交付前でも風営申請をすることが出来ます。

したがって、その分**許可までの日数の短縮を図れます。**

* 食品衛生責任者講習の申込みもご依頼いただく場合は、別途10,000円(受講料)が必要となります。

* 上記金額は、あくまで目安であり、営業所の状況等により増減することがあります。

* 最初に、上記費用合計額をお支払いいただきます。

【ご注意下さい】

最近では、登録間もない行政書士が低額の報酬で広告宣伝する例が目立っていますが、経験不足・情報不足により大幅に申請及び許可が遅れ、トラブルになっているケースが増えてきています。

報酬の安さだけで判断すると、結局高いものにつきますので、ご注意下さい。